

特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）

1. 分野別の見直し品目及び概要

平成 24 年 2 月に閣議決定した「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」から見直しを行う箇所は、前文の一部（基本方針前文は資料 4 - 1 参照）及び以下のとおり（物品・役務は資料 4 - 2、公共工事は資料 4 - 3 参照）である。

文具類

- ダストブロワーについて判断の基準を見直し（噴射剤に HFO-1234ze を使用したダストブロワーの追加）
- メディアケースについて対象範囲を見直し（FD、MO の削除、BD の追加）

オフィス家具等

- オフィス家具等について判断の基準等を見直し（保守部品、消耗品の供給期間を判断の基準に設定、粉体塗料等の使用、使用済製品の回収・再生利用等の仕組み構築を配慮事項に追記等）

OA 機器

- カートリッジ等について判断の基準等を見直し（再資源化率等の定義の明確化、単純埋立処理の回避等）
- プロジェクタについて判断の基準を見直し（待機時消費電力の見直し）
- 電子計算機及び記録用メディアについて対象範囲の見直し（FD、MO の削除、BD の追加）
- 一次電池についてアルカリ電池に係る JIS 規格適合品が判断の基準を満たす旨記載（災害備蓄用品の一次電池についても同様）

家電製品

- 経過措置を設けている電気冷蔵庫については、次のとおり
 - ・ 定格内容積 350 ℓ以下の電気冷蔵庫については判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されていないことから、経過措置を延長
 - ・ 定格内容積 350 ℓ超 400 ℓ以下の電気冷蔵庫については 1 年間経過措置を延長
- 経過措置を設けている電気便座については、次のとおり

- 瞬間式のうち、公共施設向けの温水洗浄便座については1年間経過措置を延長
- 暖房便座、温水洗浄便座（貯湯式）については判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されていないことから、経過措置を延長

照 明

- 多段階評価基準の改正に伴い、蛍光灯照明器具のうち家庭用について判断の基準を見直し及び経過措置の設定
- LED 照明器具について対象範囲を見直し（くぼみ形コンタクト口金 R4 付直管 LED ランプシステムの追加）

自動車等

- JC08 モード燃費値を測定していない自動車に対する経過措置の終了
- 2サイクルエンジン油について配慮事項の見直し（製品の容器に係る回収、再生利用等の仕組みの構築を追記）

制服・作業服、インテリア・寝装寝具等

- 制服・作業服、カーテン、ニードルパンチカーペット等について判断の基準等の見直し（非生分解性植物由来プラスチックの対象への追加、回収システムに係る経過措置の終了等）
- ベッドフレームについて JIS 規格適合品がホルムアルデヒド放散量に係る判断の基準を満たす旨追記

設 備

- 太陽光発電システムについて判断の基準の見直し（太陽電池モジュールの変換効率の見直し）

災害備蓄用品

- 「保存パン」「栄養調整食品」「フリーズドライ食品」（食料）、及び「携帯発電機」（生活用品・資材等）を特定調達品目として追加
→ 特定調達品目検討会専門委員会の報告参照（[資料2](#)参照）

公共工事

- 公共工事共通の判断の基準等の見直し（共通の判断の基準及び配慮事項において資材の内容を明確化）

- 省エネ法トップランナー基準の改正に伴い、変圧器について判断の基準を見直し
- 高炉セメント、フライアッシュセメント、エコセメント及び高日射反射率塗料について JIS 規格適合品が判断の基準を満たす旨記載
- パーティクルボード及び繊維板について JIS 規格の一部がホルムアルデヒド放散量に係る判断の基準を満たす旨記載

役 務

- 「引越輸送」を特定調達品目として追加
→ 特定調達品目検討会専門委員会の報告参照（資料 2 参照）
- 印刷について印刷版のリサイクルに水平リサイクルを記載
- 食堂について配慮事項の見直し（食器の修繕、再生材の使用、容器包装の返却・回収等）
- 輸配送、旅客輸送及びクリーニングについてエコドライブの定義見直し（平成 24 年 10 月の見直しを反映）
- 小売業務について配慮事項の見直し（再使用のため容器包装の返却・回収等）
- 飲料自動販売機設置について冷媒への代替フロン使用に係る経過措置を終了

2．配慮事項の見直し等

これまで多くの品目に対して設定されていた製品の包装等に係る配慮事項について、設定されているすべての品目について表現の整合・統一化に係る見直しを実施。

3．現段階において検討中の品目・内容等

省エネ法トップランナー基準

省エネ法トップランナー基準に関する最終とりまとめ¹が行われているものの、トップランナー基準が未告示の品目として「複合機」「プリンタ」及び「ヒートポンプ式電気給湯器」がある。これら 3 品目については、今後トップランナー基準が告示された時点において、判断の基準等を見直しを実施する必要がある。その場合は、市場への製品の供給状況等を勘案し、経過措置の設定の必要性について併せて検討する。

¹ 総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会の各判断基準小委員会